

佐野市からのお知らせ

大雨被害に対する支援について

令和8年7月17日に発生した大雨被害に対するごみ処理の対応についてお知らせいたします。

手続きについて

- ・今回の大雨被害で発生した廃棄物に対して、ごみ処理手数料を減免します。
(市の受付印を押印済の「り災証明願」(写し)等と身分を証明するものが必要です。)
- ・被災者または家族の方が、みかもクリーンセンター、葛生清掃センターの事務所で減免申請手続きをしてください。(その際に、①どんな物、②どれくらい、③誰が運ぶのか、④何日までかかるかをお聞きします。)
- ・申請受付後、減免用の搬入届出証を交付します。搬入の際には必ず持参してください。

受入できるもの・搬入先・搬入時間

受入できるもの	搬入先及び搬入時間
家庭から大雨被害により発生した一般廃棄物(家庭ごみ)	佐野地域：みかもクリーンセンター 0283-23-8153
	田沼・葛生地域：葛生清掃センター 0283-86-4351
	月曜日から土曜日(一部祝日を除く) 午前9時～11時50分、午後1時～4時30分

受入れ出来ないもの

- ・大雨による被害ではない物
- ・業者による解体により伴い発生した廃棄物(産業廃棄物となります)

注意事項

- ・運搬は、被災者または家族の方が行ってください。
 - ・品目ごとに分別を行ってください。
 - ・袋に入る物は袋に入れてください。
- ※運搬車は、4トン車ショートまで(通常は、手おろしとなります。ダンプは、単一品目をおろす場合のみ使用可能です。) ※受入条件に合わない場合は受入出来ません。

ごみ処理手数料減免・搬入

り災証明書等

環境政策課

(みかもクリーンセンター)

葛生清掃センター

市民税課

TEL 23-8153

TEL 86-4351

TEL 20-3008

大雨被害（R8. 7. 17）により発生した廃棄物の受入れについて

令和 8 年 7 月

佐野市役所環境政策課

手続きについて

- ・ 今回の大雨被害で発生した廃棄物に対して、ごみ処理手数料を減免します。
- ・ 被災者または家族の方が、みかもクリーンセンター、葛生清掃センターの事務所で減免申請手続きをしてください。（市の受付印を押印済の「り災証明願」または「り災証明書」、「ひ災届出受理証明書」（いずれも写し）と身分を証明するものが必要です。また、①どんな物が、②どれくらい、③誰が運ぶのか、④何日までかかるかをお聞きします。）
- ・ 必要書類が無い場合は、通常の手数料（220 円/10 kg）での受入れとなります。

受入できるもの

- ・ 家庭から大雨被害により発生した一般廃棄物（家庭ごみ）
※すべて品目ごとに分別して搬入してください。細かいものについては袋に入れて搬入してください。

受入れ出来ないもの

- ・ 大雨による被害ではない物
- ・ 分別ができていないもの

注意事項

- ・ 業者が解体した場合、産業廃棄物となり受入出来ません。
- ・ 運搬は被災者または家族の方が行う、もしくは、佐野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。
※運搬車は、4 トン車ショートまで（通常は、手おろしとなります。ダンプは、単一品目をおろす場合のみ使用可能です。）
- ・ 受入条件に合わない場合は受入出来ません。

◎ごみについてのお問い合わせ先

ごみ処理手数料減免・搬入について

環境政策課（みかもクリーンセンター） Tel 2 3 - 8 1 5 3

葛生清掃センター Tel 8 6 - 4 3 5 1

「り災証明書」「ひ災届出受理証明書」について

市民税課 Tel 2 0 - 3 0 0 8